

雇入時の健康診断（安衛則第43条）	金額（税込）	定期健康診断（安衛則第44条）	金額（税込）
1 既往歴及び業務歴の調査		1 既往歴及び業務歴の調査	
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査		2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査		3 身長(※2)、体重、腹囲(※2)、視力及び聴力の検査	
4 胸部エックス線検査		4 胸部エックス線検査(※2) 及び喀痰検査(※2)	
5 血圧の測定		5 血圧の測定	
6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）	¥15,833	6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）(※2)	¥15,833 (喀痰を除く)
7 肝機能検査（G O T、G P T、γ—G T P）		7 肝機能検査（G O T、G P T、γ—G T P）(※2)	
8 血中脂質検査 (LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)		8 血中脂質検査 (LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(※2)	
9 血糖検査		9 血糖検査(※2)	
10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）		10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	
11 心電図検査		11 心電図検査(※2)	

オプション	金額（税込）
胃部レントゲン検査	¥8,600
腹部超音波	¥5,724
抗体検査（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）	E I A法 ¥6,286
	H I 法 ¥7,139
肝炎検査（H B s 抗原・H B s 抗体・H C V 抗体）	¥4,688
前立腺がん（P S A）	¥3,003
便潜血検査（2日分）	¥1,253

（※2）：定期健康診断（安衛則第44条）における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。

したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満（35歳を除く）の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者（BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) ² ） 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. ジン肺法で3年に1回のジン肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者